

維持管理計画

維持管理計画書記載事項（廃棄物処理法施行規則第11条第3項）

1 排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値

対象	項目及び達成することとした数値					
排ガス	ダイオキシン類 一酸化炭素濃度 ばいじん 塩化水素 硫黄酸化物 窒素酸化物 (その他)	0.01 ng-TEQ/Nm ³ 以下 100 ppm 以下 0.03 g/Nm ³ 以下 100 mg/Nm ³ 以下 50 ppm 以下 50 ppm 以下				
水質	BOD COD SS (その他 T-N等)	20 mg/l 以下 — mg/l 以下 — mg/l 以下 — mg/l 以下				
騒音	仮想敷地境界において ^{*1}	AM 6:00～ AM 8:00 AM 8:00～ PM 7:00 PM 7:00～ PM 10:00 PM 10:00～翌 AM 6:00	60 db(A)以下 65 db(A)以下 60 db(A)以下 50 db(A)以下	db 以下		
振動	仮想敷地境界において ^{*1} 直近の民家において	AM 8:00～ PM 7:00 PM 7:00～翌 AM 8:00	65 db 以下 60 db 以下	db 以下		

*1：工場敷地境界から 50m

2 排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項

対象	項目及び測定頻度		
排ガス	ダイオキシン類 一酸化炭素 ばいじん 塩化水素 硫黄酸化物 窒素酸化物 (その他)	年1回 連続測定 年6回 連続測定 連続測定 連続測定 連続測定	(9月に実施) (1月、3月、5月、7月、9月、11月に実施)
放流水	BOD COD SS (その他)	年1回 年1回 年1回	(9月に実施) (9月に実施) (9月に実施)
施設騒音	年1回 (敷地境界) 年 回 (直近の民家)		
施設振動	年1回 (敷地境界) 年 回 (直近の民家)		

3 その他産業廃棄物処理施設の維持管理に関する事項

(1) すべての中間処理施設共通事項

維持管理基準 (施行規則第12条の6)	基準を満たすために行う対策
1 受け入れる産業廃棄物の種類及び量が当該施設の処理能力に見合った適正なものとなるよう、受け入れる際に、必要な当該産業廃棄物の性状の分析又は計量を行うこと。	<ul style="list-style-type: none"> 搬入された廃棄物は、重量を台貫により測定し、目視により性状を確認する。 汚泥に関しては、分析後搬入とする。
2 施設への産業廃棄物の投入は、当該施設の処理能力を超えないようを行うこと。	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物を処理施設へ投入の際、計量を行い定量的に投入し処理能力を超えないよう運転管理する。
3 産業廃棄物が施設から流出する等の異常な事態が生じたときは、直ちに施設の運転を停止し、流出した産業廃棄物の回収その他の生活環境保全上必要な措置を講ずること。	<ul style="list-style-type: none"> 処理施設において異常事態が発生した場合には、直ちに運転を停止し、周辺環境の保全に必要な措置を講じる。
4 施設の正常な機能を維持するため、定期的に施設の点検及び機能検査を行うこと。	<ul style="list-style-type: none"> 施設は運転開始前に日常点検を実施し、法令で定められる定期的な機能検査を行い、その結果を3年間保存する。
5 産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物の飛散・流出・悪臭の発散を防ぐ為、各施設は建屋内設備とし、床については不浸水性の材料を使用する。
6 蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること。	<ul style="list-style-type: none"> 作業終了後は、清掃を行ない、必要に応じて薬剤の散布を実施する。
7 著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわない内容に必要な措置を講ずること。	<ul style="list-style-type: none"> 騒音源となる機器は防音対策を施した室内に設置することで遮音し、適正な騒音レベルまで下げる。 振動が発生すると推定できる機器は、強固な基礎で固定し、振動を抑制させる。
8 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとともに、定期的に放流水の水質検査を行うこと。	<ul style="list-style-type: none"> クローズドシステムの為プラント排水は無し。 生活排水は水質検査を年1回以上実施する。
9 施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、3年間保存すること。	<ul style="list-style-type: none"> 施設は法令で定められる定期的な機能検査を行い、その結果を3年間保存する。

(2) 各施設個別の事項

(例1 汚泥の脱水施設)

維持管理基準 (施行規則第12条の7第2項)	基準を満たすために行う対策 (具体的に記載する。)
1 脱水機の脱水機能の低下を防止するため、定期的にろ布又は脱水機の洗浄を行うこと。	<ul style="list-style-type: none"> 脱水機の連続運転後の各休炉毎に脱水機内の清掃を実施する。
2 汚泥からの分離液が地下に浸透しないように必要な措置を講ずること。	<ul style="list-style-type: none"> 汚泥からの分離液が地下に浸透しないように、床については不浸水性の材料を使用する。

(例2 木くず等の焼却施設)

維持管理基準 (施行規則第12条の7第5項)	基準を満たすために行う対策 (具体的に記載する。)
1 ピット・クレーン方式によって燃焼室にごみを投入する場合には、常時、ごみを均一に混合すること。	・ ピットに貯留されているごみをクレーンにて攪拌作業を行い、ごみを均一に混合した後、ごみを投入する。
2 燃焼室へのごみの投入は外気と遮断した状態で、定量ずつ連続的に行うこと。	・ 2重ゲートにて外気と遮断した状態でごみを定量ずつ連続的に投入する。
3 焼却灰の熱しやく減量が10パーセント以下となるように焼却すること。	・ 炉内の焼却温度を800°C以上に保ち焼却灰の熱しやく減量を10%以下にする。
4 運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させること。	・ 運転開始時には助燃バーナにて炉内を昇温させる。
5 運転を停止する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を高温に保ち、ごみを燃焼し尽くすこと。	・ 炉内残渣が排出し終わるまでは、炉内温度を保つため助燃バーナを作動させ炉内温度を保持させる。
6 燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	・ 燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ記録する。
7 集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏200度以下に冷却すること。	・ 集じん機前段設備の減温塔で水を噴霧し、集じん機入口排ガス温度を摂氏200度以下に冷却する。
8 集じん器に流入する燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	・ 集じん機入口ダクト部で連続的に温度を計測し、かつ記録する。
9 冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去すること。	・ 冷却設備及び排ガス処理設備に堆積したばいじんは、各休炉毎に除去・清掃を実施する。
10 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が100万分の100以下となるようごみを焼却すること。	・ 排ガス中の一酸化炭素濃度を100万分の100(100ppm)以下の管理基準を定め管理する。
11 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	・ 排ガス中の一酸化炭素濃度を連続的に計測・記録する。
12 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が0.01ng-TEQ/Nm ³ となるようごみを焼却すること。	・ 炉は燃焼温度800度以上、滞留時間2秒以上保てる構造とし、排ガスは反応集じん機、触媒脱硝塔等によりダイオキシン類の濃度を0.01ng-TEQ/Nm ³ 以下に浄化した後排出する。
13 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年1回以上、ばい煙量又はばい煙濃度(硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素、窒素酸化物に)を6か月に1回以上測定し、かつ、記録すること。	・ 排ガス中のダイオキシン類、ばい煙量及びばい煙濃度を定期的に計測、記録し下記の基準値以下となるよう管理する。 ・ ダイオキシン類 0.01 ng-TEQ/Nm ³ (年1回) ・ 硫黄酸化物 50 ppm (6ヶ月に1回) ・ ばいじん 0.03 g/Nm ³ (6ヶ月に1回) ・ 塩化水素 100 mg/Nm ³ (6ヶ月に1回) ・ 窒素酸化物 50 ppm (6ヶ月に1回)

維持管理基準 (施行規則第12条の7第5項)	基準を満たすために行う対策 (具体的に記載する。)
14 排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。	・ 施設の煙突から排出される排ガスは、集じん機等により基準値以下に除去した後排出する。また、煙突出口にてダイオキシン類は年1回、ばいじんは年6回、一酸化炭素、塩化水素、硫黄酸化物、窒素酸化物は連続的に測定し、管理基準値以下になるよう管理する。
15 煙突から排出される排ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。	・ 該当無し。
16 ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留すること。	・ ばいじんと焼却灰をコンベヤにて分離した系列で排出し、それぞれ屋内ピットに貯留する。
17 ばいじん又は焼却灰の溶融を行う場合にあっては、灰出し設備に投入されたばいじん又は焼却灰の温度をその融点以上に保つこと。	・ 該当無し。
18 ばいじん又は焼却灰の溶融を行う場合にあっては、焼成炉中の温度を摂氏1000度以上に保つとともに、焼成炉中の温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	・ 該当無し。
19 ばいじん又は焼却灰のセメント固化処理又は薬剤処理を行い場合にあっては、ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合すること。	・ セメント固化処理は実施しない。 ・ ばいじんは薬剤処理を行い、薬剤及び水を均一に混合する。
20 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消化設備を備えること。	・ 消防法に基づき炉廻り、破碎機周りに消火設備（屋内消火栓、自動火災報知器、消火器、誘導灯等）と標識を設置し措置を実施する。
21 燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏800度以上に保つこと。	・ 連続的な炉内温度管理と助燃バーナにより炉内温度800度以上を保持する。

(例3 廃プラスチック類、木くず及びがれき類の破碎施設)

維持管理基準 (施行規則第12条の7第9項)	基準を満たすために行う対策 (具体的に記載する。)
1 破碎によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置を講ずること。	・ 廃プラスチック類の破碎設備については建屋内に設置し、作業時は扉を閉め粉塵の飛散を防止する。

3 その他の事項

- ・ 緊急連絡体制
- ・ 各施設責任者
- ・ その他維持管理上必要とされる事項